

2 関係法令等

項目	関係法令	関連ページ
概算払い	○地方自治法施行令第 162 条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 3 補助金、負担金及び交付金	30
随意契約	○地方自治法施行令第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (1) (略) (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	36
一般競争入札の参加者の資格	○地方自治法施行令第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。 (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者 (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者 (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者 (4) 地方自治法第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者 (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者 (6) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者	37
契約の履行の確保	○地方自治法第 234 条の 2 第 2 項 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。	40
入札保証金及び契約保証金	○新潟県財務規則第 41 条 入札に参加しようとする者は入札保証金として第 1 号に定める金額を、県と契約（仮契約を除く。）を締結する者は契約保証金として第 2 号に定める金額を、現金（金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。次条において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）で納付しなければならない。 (1) (略) (2) 契約金額（財産売払いシステムによる入札の場合にあっては、予定価格）の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額	40

項目	関係法令	関連ページ
契約保証金の免除	<p>○新潟県財務規則第 44 条</p> <p>契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3) 施行令第 167 条の 5 第 1 項の規定により別に知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に県、国(公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。</p> <p>(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。</p> <p>(6) 指名競争入札及び随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する選定事業に係る契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	40
前金払	<p>○地方自治法施行令第 163 条第 1 項第 2 号</p> <p>次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助金、負担金、交付金及び委託費</p>	40
見積書	<p>○新潟県財務規則第 73 条</p> <p>契約担当者は、随意契約をしようとするときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により随意契約をしようとする場合を除き、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、見積書を徴さないことができる。</p> <p>(1) 生産物を売り払うとき。</p> <p>(2) 生産物以外の物品を売り払う場合で、予定価格が 5 万円を超えないとき。</p> <p>(3) 支出の原因となるべき契約で予定価格が 100 万円を超えないとき。</p> <p>(4) 前 3 号に定めるもののほか、契約の性質又は目的により見積書を徴することが不適當であると認めるとき。</p>	41
公の施設の設置、管理及び廃止	<p>○地方自治法第 244 条の 2 第 3 項</p> <p>普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p>	44

※注 1：新潟県の条例、規則は、新潟県ホームページの「新潟県例規集」のページに掲載されています。

UPL：http://www1.g-reiki.net/niigataken/reiki_menu.html

注 2：地方自治法は、総務省ホームページに掲載されています。 URL：http://www.soumu.go.jp/